

# 衆議院財務金融委員会ニュース

【第208回国会】令和4年2月15日（火）、第4回の委員会が開かれました。

## 1 所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）

- ・鈴木財務大臣兼金融担当大臣、黄川田内閣府副大臣、岡本財務副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

（参考人）日本銀行総裁 黒田東彦君

（質疑者）野田佳彦君（立民）、伴野豊君（立民）、中川正春君（立民）、櫻井周君（立民）、赤木正幸君（維新）、藤巻健太君（維新）、岸本周平君（国民）、田村貴昭君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 野田佳彦君（立民）

- （1） G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2022年2月17日開催）
  - ア 同会議の重要性についての大臣の認識
  - イ 大臣の出欠についての確認
  - ウ 大臣が出席しない理由
  - エ 大臣が出席できない場合、副大臣を派遣する準備を進めるべきとの意見に対する大臣の見解
  - オ 金融政策に関し我が国の立場を伝える大事な場面である同会議に向けた日銀総裁の心構え
- （2） 国債市場をゆがめると考えられる日銀による指し値オペ（日銀があらかじめ決まった利回りで金融機関から国債を無制限に買い入れる公開市場操作）の実施についての日銀総裁の見解
- （3） 我が国と諸外国（特に米国）との金利差から生ずる円安進行が、輸入物価の上昇をもたらす家計や企業に悪影響を及ぼす懸念についての日銀総裁の見解
- （4） 日銀が保有する長期国債の平均利回り
- （5） 保有する国債に評価損が発生しないよう指し値オペの利回り水準を設定している可能性
- （6） 金融緩和の出口に向けた議論を封印する日銀総裁の姿勢についての確認
- （7） 5G導入促進税制について、これまでの2年間における適用件数が少ない中で今回の3年延長による政策効果についての政府の見解
- （8） 住宅不足の時代の優遇措置である住宅ローン控除制度が、空き家が目立つ状況であるのに継続されているのは、やめてしまえば消費の減少となるからやめられないというのが実情ではないかとの考えに対する大臣の見解

### 伴野豊君（立民）

- （1） G20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2022年2月17日開催）に大臣が出席しない理由
- （2） 賃上げに係る税制の拡充
  - ア 同制度の見直しの目的及び減収見込額
  - イ 適用件数の見込み
  - ウ 租税特別措置等に係る政策評価を用いて過去の政策効果を検証した上での見直しであるかどうかの確認
  - エ 同制度を定量的及び客観的に評価し、その結果を示すべきとの考えに対する財務省の見解
  - オ 政策評価の点検シートにおいて将来の適用数の根拠が明らかでないことに関する財務省の認識
  - カ 政策評価による検証を十分すべきとの意見に対する大臣の見解
- （3） 住宅ローン控除制度の見直し
  - ア 見直しの目的及び減収見込額

- イ 控除率 0.7%、控除期間 13 年とした理由及び実際の支払金利を限度とするいわゆるキャップ制の導入見送りの理由
- (4) 金融所得課税の在り方
  - ア 税負担の公平性を確保する観点からの課題に関する大臣の認識
  - イ 将来的な総合課税化を見据え、分離課税を維持した上での超過累進課税の導入や資産形成の支援のため N I S A を拡充すべきとの考えに対する大臣の見解
- (5) 分配政策は政策の順番が大事と述べている大臣の本意についての確認
- (6) 高齢化社会における認知症の方への金融面での対応状況

#### 中川正春君（立民）

- (1) 租税特別措置は特定の政策目標を実現するための手段としての有効性が検証されていないとの指摘を前提に、同措置の位置付け及び今後の改革方針に対する大臣の見解
- (2) 租税特別措置に係る政策評価
  - ア 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（租特透明化法）
    - a 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の活用方法
    - b 租特透明化法を活用した租税特別措置の見直しの在り方
  - イ 総務省の政策評価の点検結果に租税特別措置の有効性が明らかにされていないものがあること、点検結果に対する財務省の対応が不透明であるという指摘を受けての財務省の考え
  - ウ 租税特別措置の適用実態調査の結果及び総務省の政策評価の点検結果に対する財務省による評価システムを導入する必要性
- (3) 政策目標を達成するための手段として、租税特別措置のみならず、税の構造的な改革及び補助金等の活用をすべきとの意見についての大臣の所見
- (4) 現在の租税特別措置の根本的な改革を見据えた見直しを行うべきとの意見に対する大臣の見解

#### 櫻井周君（立民）

- (1) 財務大臣が G 20 財務大臣・中央銀行総裁会議（2022 年 2 月 17 日開催）への不参加の理由として挙げた国内日程の具体的内容
- (2) 森友学園問題に係る国家賠償訴訟の国の認諾
  - ア 国の認諾に伴い遺族に支払われる賠償金 1 億 7 百万円の財源が税金であることの確認
  - イ 公文書改ざん指示者への求償権を行使せず税金を当該支払いに充てることの是非
- (3) 中長期の経済財政に関する試算
  - ア 2025 年度又は 2026 年度までのプライマリーバランス黒字化の達成確率
  - イ 安倍政権下での実績が経済成長の想定が低いベースラインケースに近いにもかかわらず、岸田政権では経済成長の想定が高い成長実現ケースを達成可能とする根拠
  - ウ 2025 年度までのプライマリーバランス黒字化達成のための予算配分又は歳出入改革の方針
- (4) 経済格差
  - ア 税による経済格差是正措置の必要性について財務大臣の所見
  - イ 所得税の最高税率の引上げが勤労意欲を減退させるとする根拠
  - ウ 配偶者の勤労抑制への対処として社会保険料の壁などを抜本的に見直す必要性
  - エ 所得再分配は所得控除ではなく給付で行う必要性について財務大臣の所見
  - オ 所得税の累進性の強化が物価の自動調整機能を有することを踏まえ、税制全般を見直す必要性についての財務大臣の所見

**赤木正幸君（維新）**

- (1) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し
  - ア 同措置の趣旨及び導入後 10 年超の評価
  - イ 今回の見直しにおける検討から結論までの経過
  - ウ 見直しが非課税限度額の 1 千万円への縮小及び適用期限の 2 年間延長となった根拠
  - エ 同措置を含む贈与税の非課税措置が格差を固定化する又は中高所得者層に対する優遇となるという指摘について財務省の見解
  - オ 同措置と住宅ローン控除制度との制度の違いや役割分担
  - カ 住宅を購入しない人や購入できない人への配慮や手当等の制度の有無
  - キ 不動産価格の上昇傾向と同措置との関連性に関する財務省の見解
  - ク 同措置において耐震・省エネ・バリアフリー住宅が優遇される理由及び同措置とカーボンニュートラル実現との関連性の有無
  - ケ 空き家対策の現在の取組及び同措置と空き家対策を絡めた制度にする余地の有無
- (2) 相続税、贈与税が資産の再配分の機能を果たす上で重要な役割を担い、格差の問題等も考慮しながら国力を高めて維持するための根幹となる制度であることを踏まえての同税制の在り方についての大臣の見解

**藤巻健太君（維新）**

- (1) 税理士試験に受験資格要件が必要とされる理由
- (2) カーボンニュートラル投資促進税制及びデジタルトランスフォーメーション投資促進税制
  - ア カーボンニュートラル投資促進税制
    - a 本制度の趣旨と概要
    - b 同制度適用の前提となるエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の受付開始時期、手続及び現在までの認定数
  - イ デジタルトランスフォーメーション投資促進税制
    - a 本制度の趣旨と概要
    - b 同制度利用の前提となる情報技術事業適応計画の受付開始時期、手続及び現在までの認定数
  - ウ 両促進税制についての今後の見通しや在り方
- (3) 5G 導入促進税制
  - ア 5G の展開により期待される効果
  - イ 全国展開の 5G とローカル 5G との違い
  - ウ 5G の展開及び同促進税制の利活用についての今後の方向性
- (4) 納税の電子化
  - ア スマートフォンによる確定申告に関する取組と実績
  - イ キャッシュレス納付の取組の進捗、納付手段の現状及び利用実績
  - ウ キャッシュレス納付やスマートフォンによる確定申告の更なる展開及びこれらの電子申告・納付方法の周知徹底に向けた今後の方針

**岸本周平君（国民）**

- (1) 賃上げに係る税制の拡充
  - ア 適用要件の基準が基本給部分ではなく給与総額であることによる政策効果に係る大臣の所見
  - イ 付加価値額の大きい製造業で適用割合が低いなど適用実績に係る業種間の偏りへの対応

- ウ 賃上げ促進策とともに金融所得課税強化等を財源とする低所得者支援策としての給付付き税額控除の導入の必要性に係る大臣の所見
- (2) 財産債務調書の提出義務者の捕捉の困難性に対する財務省の考え方
- (3) 令和3年度税制改正による電子帳簿等の保存義務について、インターネット上の購入サイトにおける購入履歴をもって代えることの可否
- (4) インボイス制度への移行に伴う免税事業者への対応として、全事業者を課税事業者とみなしたうえで、売上が一定額以下の事業者については申告不要とすることの可否

**田村貴昭君（共産）**

インボイス制度の導入

ア 現在免税事業者である小規模事業者やフリーランスへの影響

- a 事業者の一部が制度導入により廃業する可能性についての大臣の所見
- b 制度導入により影響が見込まれる農家やフリーランスを含む免税事業者数及びそのうち課税事業者となる可能性のある事業者数
- c 上記bのうちフリーランスの事業者数及びフリーランスが課税事業者となることによる消費税の納税額の見込み
- d 上記cについて、内閣官房の公表資料等から財務省が推計を行わない理由

イ 制度導入について、中止、見直し、延期、対策措置等を求める地方議会の意見書の件数

ウ 上記イの意見書で例示されることが多いシルバー人材センターへの影響

- a シルバー人材センターに対する制度導入に向けた厚生労働省の対応
- b 上記aについて、会員である高齢者の負担を増やさずに事業継続できるよう、厚生労働省が対応することの確認
- c 売上げが5千万円以上のシルバー人材センターが制度導入後に取れる選択肢についての財務省の見解
- d シルバー人材センターの会員である高齢者が課税事業者となる場合の納税に係る負担についての認識
- e 制度導入によりシルバー人材センターが事業を継続できなくなったり高齢者が会員をやめたりする可能性についての大臣の所見
- f シルバー人材センターが、会員である高齢者に対し、仕入れ税額控除ができないことを理由に取引価格の引下げを要請し、消費税相当分を差し引いて配分金を払う場合、再交渉において双方納得の上で取引価格を設定すれば、独占禁止法上の問題は生じないことについての確認
- g 独占禁止法上、優越的地位の濫用として問題があるとされる「取引価格の再交渉が形式的なものにすぎず、事業者の都合のみで著しく低い価格を設定し、かつ、免税事業者が今後の取引を懸念しそれを受け入れざるを得ない場合」において、「取引価格の再交渉が形式的なもの」に該当するケースについての具体的な内容